

介護保険料

☎ 閩長寿介護課0299-91-1702

対象となる介護保険料

2022年4月1日～2023年3月31日に納期限がある普通徴収分と、同期間に対象年金の支払日がある特別徴収分の介護保険料

対象者

次のいずれかに該当する方

- 世帯主など(※)が感染症により死亡または治療に1カ月以上かかるなど重篤な傷病を負った世帯に属する65歳以上
 - 世帯主などの収入減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯に属する65歳以上
 - ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの2022年中の減少見込額(保険金などで補てんされるべき金額を除く)が、2021年中の10分の3以上
 - ・ 2021年中の所得の合計額から、減少が見込まれる収入にかかる所得を引いた額が400万円以下
- (※)世帯主など…世帯主より収入が多く、その方の収入で世帯の生計を維持している場合は、その方を指します

介護保険料の減免額 = ①減免対象の介護保険料額 × ②減免割合

①減免対象の保険料額 A × B / C

A	2022年度の介護保険料額
B	世帯主などの2022年に減少が見込まれる収入の2021年中の所得額
C	世帯主などの2021年中の合計所得金額

※世帯主などの事業廃止などの場合は対象保険料の全部が免除となります

②減免割合

2021年中の合計所得金額	減免割合
210万円以下	全部
210万円を超える	10分の8

申請方法

神栖市介護保険料減免申請書に感染症の影響による収入状況の内訳書と必要書類を添付し、申請先に持参または郵送
※申請書はQRコードから入手できます



必要書類

対象事由により必要書類が異なりますので、問合せ先へご連絡ください。

申請期限

2023年3月31日(金)

傷病手当金の適用期間を再延長

閩国保年金課

- 国民健康保険の方 ☎0299-90-1142
- 後期高齢者医療の方 ☎0299-90-1143

国民健康保険や後期高齢者医療に加入しており、会社などに勤めている方が新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、療養のために会社を休み、給与の支払いを受けられなくなった場合、傷病手当金を申請できます。今回、適用期間が9月末まで延長になりました。

詳しくは、電話でお問い合わせください。

適用期間 = 2020年1月1日～2022年9月30日



早めに申請を!

保険税(料)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少などが見込まれる場合、申請をすると保険税や保険料が減免されることがあります。対象条件などを確認の上、お早めに手続きをお願いします。

国民健康保険税

☎ 閩国保年金課 ☎0299-90-1142

対象となる国民健康保険税

2022年4月1日～2023年3月31日に納期限があるもの

対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

- 世帯主など(※)が感染症により死亡または治療に1カ月以上かかるなど重篤な傷病を負った
 - 世帯主などの収入の減少が見込まれ、次のすべてに該当する
 - ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの2022年中の減少見込額(保険金などにより補てんされる金額を除く)が、2021年中の10分の3以上
 - ・ 2021年中の所得の合計額が1000万円以下
 - ・ 2021年中の所得の合計額から、減少が見込まれる収入にかかる所得を引いた額が400万円以下
- (※)世帯主など…世帯主より収入が多く、その方の収入で世帯の生計を維持している場合は、その方を指します

保険税の減免額 = ①減免対象の保険税額 × ②減免割合

①減免対象の保険税額 A × B / C

A	2022年度の国民健康保険税額
B	2022年に減少が見込まれる世帯主などの収入の2021年中の所得額
C	国民健康保険の被保険者と世帯主などの2021年中の合計所得金額

②減免割合

2021年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※[B]が0円となる場合は、減免の対象外となります

※世帯主などの事業廃止などの場合は、対象保険税の全部が免除となります

申請方法

国民健康保険税減免申請書に感染症の影響による収入状況の内訳書と必要書類を添付し、国保年金課へ持参または郵送
※申請書は、QRコードから入手できます



必要書類

対象事由により必要書類が異なりますので、問合せ先へご連絡ください

申請期限

2023年3月31日(金)

後期高齢者医療保険料

☎ 閩国保年金課 ☎0299-90-1143

後期高齢者医療保険料も国民健康保険税減免の対象世帯と同じ要件で減免されます。詳しくは国保年金課後期高齢者医療担当へご相談ください。